⚠ ご注意ください!

今年12月2日から 現行の保険証は 発行されなくなります

※今回お手元に届いた保険証は令和7年7月31日まで有効です

とっても カンタン! 医療機関等を受診の際は

マイナンバーカード

をご利用ください



受 付



カードリーダーで マイナンバーカードを 保険証として登録 できます!



2 🕸 本人確認

顔認証または 4ケタの暗証番号を入力してください。





暗証番号



3 🔗 同意の確認

診察室等での診療・服薬・健診情報の 利用について確認してください。





※高額療養費制度をご利用される方は、続けて確認・選択をお願いします。



お呼びするまでお待ちください。



カードを忘れずに!



マイナンバーカードを保険証として利用するための 登録がまだの方は、以下2つの準備をお願いします。

STEP1.

マイナンバーカードを由請

- ■申請方法は選択可能です
- ① オンライン申請 (パソコン・スマートフォンから)
- ② 郵便による申請
- ③ まちなかの 証明写真機からの申請



マイナンバーカードを 保険証として登録

- ■利用登録の方法
- ① 医療機関・薬局の受付 (カードリーダー) で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う





マイナンバーカードを使うメリット

(1)医療費を20円節約できる

紙の保険証よりも、皆さまの保険料で賄われている医療費を20円 節約でき、自己負担も低くなります。

② より良い医療を受けることができる

過去のお薬情報や健康診断の結果を見られるようになるため、身体の 状態や他の病気を推測して治療に役立てることができます。 また、お薬の飲み合わせや分量を調整してもらうこともできます。

③ 手続きなしで高額医療の限度額を超える支払を免除

限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を 超える支払が免除されます。

今年12月2日以降、保険証利用登録がされたマイナンバーカードを保有して いない方には、発行済み保険証の有効期限が切れる前に、申請いただくこと なく「資格確認書」が交付され、引き続き、医療を受けることができます。

